平成２４年（フ）第４１６号
東京都世田谷区梅丘１丁目23―９―303
破産者　阿部　幸平
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５３号
愛知県稲沢市小沢２丁目５番22―101号
破産者　有限会社チヤンプ
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１８９３号
埼玉県加須市富士見町８番43号メゾン・ジュネスＡ棟102号
破産者　株式会社アイテクノス
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８６４号
千葉県松戸市松飛台335―１　メディア１Ｆ、商業登記簿上の本店所在地千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山３丁目９番33号
破産者　有限会社ファンタジア
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８６５号
千葉県柏市しいの木台４丁目39番地１　ハイエストディーマー306号
破産者　高橋　敏之
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８６６号
千葉県松戸市松戸1766番地　岡田ビル402号、前住所千葉県松戸市二十世紀が丘萩町20番地の１ライオンズマンション松戸二十世紀が丘301号
破産者　小嶌敏且こと　小嶌　敏旦
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８９２号
千葉県流山市大字流山2490番地の５
破産者　緒方　耕三
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８９３号
千葉県流山市大字流山2490番地の５
破産者　緒方　絹子
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９５６号
千葉県松戸市大金平４丁目342番地
破産者　株式会社同窓会名簿出版
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２１３８９号
沖縄県国頭郡本部町字瀬底5750番地
破産者　株式会社瀬底ビーチリゾート
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７２４号
東京都足立区小台２丁目５―１―310
破産者　小林なおみ
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３７９号
東京都葛飾区東水元３丁目11―６―201
破産者　柳沢　昭二
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５５号
広島市西区商工センター２丁目12―11、商業登記簿上の本店所在地広島市佐伯区美鈴が丘西４丁目21番１号
破産者　有限会社クローバー
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９４号
広島市南区上東雲町22番17号
破産者　株式会社ＫＩ・フーズ
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６４号
徳島県板野郡板野町吹田字平山156番地１
破産者　カワノ技研株式会社
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０号
福島県白河市みさか１丁目８番地５
破産者　有限会社オフィスピー・エス
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
茨城県筑西市下川島336番地１
破産者　富士商事有限会社
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３１３５号
東京都新宿区水道町３番１号
破産者　株式会社構造技術センター
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８５６号
東京都府中市白糸台５―25―１車返団地２―９―801
破産者　芳賀　郁雄
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４９号
神奈川県横浜市青葉区恩田町1130番地１
破産者　有限会社パシフィックレンタカー横浜青葉
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６５０号
東京都町田市鶴川３丁目９番地14
破産者　幸柳　恭子
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５３号
富山市八尾町杉田328番地
破産者　有限会社藤沢建材
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部